◆京都の労働メールマガジン　　第6号◆

発行　2019年2月15日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**今月のＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆―――――――――――――――――――――

1. ラボール学園「春の公開セミナー」参加者募集
2. 「技能大会優勝者」を表彰
3. 名工さんがやってくる！「ものづくり体験教室＆名工による実演」を開催します
4. 京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業認証制度）のご案内
5. 京都ジョブパークイベント情報
6. 働き方改革関連法でどう変わる？　その4　改正「労働安全衛生法」で事業者に義務付けられることは？
7. ラボール学園「春の公開セミナー」参加者募集

ラボール学園は、3月26日（火）18:30～20:30、春の公開セミナー「私たちの家計にどんな影響が？2019年知っておきたい消費税新税率」を開催します。講師はファイナンシャルプランナー・社会保険労務士の小林さゆり氏。

参加申込方法など詳しくはこちらから

<http://www.labor.or.jp/gakuen/seminar>

【２】「技能大会優勝者」を表彰

　京都府では、将来の産業基盤を支える技能者として一層の技能向上の励みとするとともに、技能検定制度の普及及び技能者の地位の向上を図ることを目的として、技能大会優勝者京都府特別賞表彰制度を実施しています。

1月16日及び1月30日に次の5名の方を表彰しました。

●1月16日、技能大会優勝者京都府特別賞　受賞

・第45回全日本美容技術選手権大会　花嫁化粧着付け競技　優勝　田保　涼子（たぼ　りょうこ）さん

・第45回全日本美容技術選手権大会　カット＆ブロー競技　優勝　道下　柑菜（みちしたかんな）さん

●1月30日、技能大会優勝者京都府特別賞　受賞

・第4回A.S.I.アジア・オセアニア最優秀ソムリエコンクール京都大会　優勝　岩田　渉（いわた　わたる）さん

・ジャパンバリスタチャンピオンシップ2018　優勝　山本　知子（やまもと　ともこ）さん

・ジャパンラテアートチャンピオンシップ2018　優勝　林　伸治（はやし　しんじ）さん

受賞者の写真はこちらから（京都府ホームページ）

<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/gino-tokubetu-syo.html>

【３】名工さんがやってくる！「ものづくり体験教室＆名工による実演」を開催します

　　子ども達に、ものづくりの魅力や大切さを楽しく知っていただくイベントです。体験は中学生以下対象。1回300円。先着順（整理券を配付）。名工作品展を同時開催。

日時：2月16日（土）、17日（日）両日とも体験教室11:00～18:00

会場：イオンモール京都桂川　<https://kyotokatsuragawa-aeonmall.com/>　1階竹の広場

詳しくはこちらから（京都府ホームページ）

<http://www.pref.kyoto.jp/noryoku/news/30monozukuri-katsuragawa.html>

【４】京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業認証制度）のご案内

京都府では平成23年度から、障害のある方を積極的に雇用している企業を京都府障害者雇用推進企業（京都はあとふる企業）として認証しています。

認証を希望する企業を随時募集しています。

【京都はあとふる企業に認証されると】

・府が定めた認証企業のシンボルマークを名刺や封筒等に使用し、障害者雇用を積極的に推進している企業であることをPRできます。

・府のホームページで企業名、障害者雇用の取組内容を紹介します。

・府内の中小企業者（府内に本店、支店、営業所等を有する者）から優先して物品を調達する優先調達制度（地域貢献企業調達）の対象企業となります（優先調達制度には別途登録手続きが必要です）。

【認証基準】

・府内に事業所があること。

・事業所として障害者の雇用率が3.0%以上であること。

・企業（国への障害者雇用状況報告を行う事業所）として障害者の法定雇用率を達成していること。

・労働関係法規を遵守していること。

・公序良俗に反する事業を行っていないこと。

・法令違反等、その他認証するにふさわしくない事実がないこと。

【認証期間】3年間

【認証企業申請受付】随時※

※はあとふる認証企業更新は年度末となります。

・京都はあとふる認証企業制度について

<http://www.pref.kyoto.jp/h-ninsyo/index.html>

・京都はあとふる認証企業の紹介

<http://www.pref.kyoto.jp/h-ninsyo/h-company.html>

・京都はあとふる認証企業の申請について

<http://www.pref.kyoto.jp/h-ninsyo/shinsei.html>

【お問合せ】京都府総合就業支援室

〒601-8047

京都市南区東九条下殿田町70　京都テルサ　西館3階

電話：075-682-8918

ＦＡＸ：075-682-8924

【５】京都ジョブパークイベント情報

●平成30年度第２回障害者就職面接会

日時：2月21日(木)11:00～17:00

会場：国立京都国際会館　アネックスホール

対象：就職を希望される障害のある方

お問合せ：京都労働局職業対策課　電話：075-275-5424　FAX：075-241-3264

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/jobpark/documents/0221syougaisyasyusyokumensetukai2.pdf>

●保護者のための就活勉強会 in 綾部

日時：3月2日（土）13:30～16:00

会場：綾部市ものづくり交流館 多目的ホール

対象：大学・短大・専門学校等の学生の保護者（院生も含む全学年）、都市部で働いている方の保護者

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0302hogosyabenkyokai.html>

●ホンネで対話！200社が集まる合同企業説明会

日時：3月12日（火）11:00～16:00

会場：京都テルサ

対象：2020年3月卒業予定の大学生等（既卒3年以内含む）、概ね40代前半までの若年求職者

ＨＰ：<https://www.gakujo.ne.jp/2020/events/evt_dtl.aspx?p1=evt94&area=kyoto>

●京都ジョブ博「春のまいづる就職フェア」

日時：3月15日（金）13:00～16:00

会場：舞鶴市商工観光センター4階・5階

対象：2019年3月大学等卒業予定者、2020年3月大学等卒業予定者、UIJターン希望者、一般求職者（2020年3月卒業予定者は業界研究のみ）

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/0315maiddurufair.html>

●京都ジョブ博「京丹後市合同企業説明会」

日時：3月23日（土）13:00～16:00

会場：アグリセンター大宮

対象：2020年3月卒業予定の大学生等、UIJターン希望者、一般求職者

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0323kyotangogousetu.html>

（同時開催　保護者のための就活勉強会）

●保護者のための就活勉強会

日時：3月23日（土）14:00～16:00

会場：アグリセンター大宮

対象：大学・短大・専門学校等の学生の保護者（院生も含む全学年）、都市部で働いている方の保護者

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0323kyotangohogosyabenkyokai.html>

（同時開催　京都ジョブ博「京丹後市合同企業説明会」）

●京都ジョブ博「京都北部合同企業説明会 in 福知山公立大学キャンパス」

日時：3月24日（日）11:00～16:00

会場：福知山公立大学　4号館

対象：2020年3月卒業予定の大学・短大等の学生、UIJターンで京都府北部地域での就職を希望する学生

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0324hokubukigyosetumeikai.html>

（同時開催　保護者のための就活勉強会in福知山公立大学キャンパス）

●保護者のための就活勉強会in福知山公立大学キャンパス

日時：3月24日（日）13:00～14:00

会場：福知山公立大学　4号館

対象：大学・短大・専門学校等の学生の保護者（院生も含む全学年）都市部で働いている方の保護者、学生の参加も可

ＨＰ：<http://www.pref.kyoto.jp/koyou/news/event/2019/0324fukuchiyamahogosyabenkyokai.html>

（同時開催　京都ジョブ博「京都北部合同企業説明会 in 福知山公立大学キャンパス」）

【６】働き方改革関連法でどう変わる？　その4　改正「労働安全衛生法」で事業者に義務付けられることは？

　「働き方改革関連法」により、「労働安全衛生法」が改正され平成31年4月1日から施行され、主に次のことが事業者に義務付けられます。

●労働時間の状況を客観的に把握するよう、事業者に義務付けられます

・健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法、その他適切な方法で把握されるよう法律で義務付けられます。

・労働安全衛生法では、残業が一定時間を超えた労働者から申出があった場合、事業者は医師による面接指導を実施する義務があります。労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する医師による面接指導が確実に実施できます。

●長時間労働者等に対する面接指導等が拡充されます

・「１月当たり時間外・休日労働が80時間を超える労働者」に、医師による面接指導を行うことが義務付けられます（現行の「１月当たり100時間超」から「80時間超」に拡充）。

・「１月当たり時間外・休日労働が80時間を超える労働者」に、医師の面接指導を受ける申出を促すため事業者が労働時間の状況に関する情報を通知することが新たに義務付けられます。

・新技術・新商品等の研究開発業務に従事する労働者については、１月当たりの時間外・休日労働が100時間を超える場合、労働者の申出がない場合であっても医師による面接指導を行うことが義務付けられます（労働者にも受診義務あり）。

●産業医・産業保健機能が強化されます

・事業者は「長時間働く労働者の残業時間」など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を産業医に提供しなければなりません。

・事業者は、産業医から受けた勧告の内容を衛生委員会に報告しなければならないこととし、産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

詳しくはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/content/contents/000337070.pdf>

お問合せは、各労働基準監督署及び京都労働局健康安全課　電話　075-241-3216

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 労働・雇用政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：[rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp](mailto:rodo-koyo@pref.kyoto.lg.jp)

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。